





# 転入

## 下記にあてはまる方は世帯にいますか？

あてはまる手続きをご自身で確認してください

	手 続	必要なもの	該当	受付窓口	受付済
住所 戸籍	マイナンバーカードまたは住民基本台帳カードのいずれかをお持ちの方	カードの継続利用(住所変更)	(お持ちの方) ・マイナンバーカード ・住民基本台帳カード ※暗証番号の入力が必要です	市民課 市役所 1階7~10番窓口	
	印鑑登録をする方		受付窓口でご相談ください		
保険 年金	国民健康保険に加入する方	国民健康保険の加入		市民課 市役所 1階7~10番窓口	
	→転入日よりあとに勤務先の健康保険の資格が切れた方	国民健康保険の加入 国民年金の加入 (20歳から60歳未満)	勤務先の健康保険の資格喪失証明書		
	→修学のために転入する方	前住所地から引続き国民健康保険証が交付される方は、米沢市国保への加入 →住所地特例に該当する施設に転入する方	前住所地から引続き国民健康保険証が交付される方は、米沢市国保への加入 →住所地特例に該当する施設に転入する方		
	→前住所地から交付された国民健康保険に関する証明書等をお持ちの方	国民健康保険税の軽減有無確認	(お持ちの方) 前住所地で発行された ・特定同一世帯所属者証明書 ・旧被扶養者異動連絡票		
	→各種認定証が必要な方	各種認定証の申請 (後日郵送) ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証	(お持ちの方) 前住所地で交付された各種認定証	保険年金課 市役所 1階 12番窓口	
	75歳以上の方 または 65歳以上で後期高齢者医療制度に加入している方	後期高齢者医療保険証の交付 (後日郵送)			
	→山形県外から転入した方	負担区分の確認	(お持ちの方) 前住所地で発行された ・負担区分等証明書など		
	→各種認定証が必要な方	各種認定証の申請 (後日郵送) ・限度額適用認定証 ・限度額適用・標準負担額減額認定証 ・特定疾病療養受療証	(お持ちの方) 前住所地で交付された各種認定証		
	→山形県外から住所地特例に該当する施設に転入する方	後期高齢者医療制度の資格に係る届出 ※保険証は、引続き前住所地から交付されます	(お持ちの方) 前住所地で交付された保険証		
	年金を受給している方	日本年金機構にマイナンバーが登録されている方は住所変更の届出は原則不要ですが、未登録の方等は届出が必要です ※共済年金の方は共済組合へ、農業者年金の方は農協または農業委員会へお問い合わせください			日本年金機構 米沢年金事務所 0238-22-4220
こども	小学生・中学生のお子さんがいる方	転校手続 (転入学通知書の交付)	・在学証明書 ・教科用図書給与証明書 ※上記の書類と転入学通知書を学校へ提出	学校教育課 置賜総合文化センター4階	
	保育所等に入所を希望する方	保育所等の入所申込	詳しく説明しますので窓口へお越しください ※転入前に利用していた園を継続して利用する場合も手続が必要です		
	0歳~中学生のお子さん	児童手当の申請 ※公務員世帯の方は勤務先で申請してください ※転出予定日の翌日から起算して15日以内	・請求者と配偶者のマイナンバーが確認できる書類 ・請求者の預金通帳 ※公金受取口座(マイナポータル)を希望する場合は省略可 ・請求者の健康保険証 ※その他書類が必要な場合があります	子育て支援課 市役所 1階 14番窓口	※必要なものがそろって いなくてもお立ち寄り ください
	0歳~高校生等(※18歳になった年の年度末まで) のお子さん	子育て支援医療証の申請	健康保険証 (子)		
	ひとり親家庭等に該当する方	児童扶養手当の相談・申請 ひとり親家庭等医療費助成の 相談・申請	受付窓口でご相談ください ・健康保険証(親・子) ・前住所地の所得課税証明書 ※認印が必要な場合があります		
	0歳~就学前のお子さん	予防接種等の相談 乳幼児健診・母子保健事業	お問い合わせください お問い合わせください	健康課 すこやかセンター 2階 0238-24-8181	
	妊娠中の方	妊婦健康診査受診票の交付 月~金(年末年始・祝日を除く)8:30~17:15	・母子健康手帳 ・前住所地の妊婦健康診査受診票	こども家庭課 すこやかセンター 2階 0238-27-7550	
	妊娠中の方と配偶者の方	プレパパママ向け「赤ちゃんを迎える親講座」のご案内	お問い合わせください		
	放課後児童クラブの利用を希望する方	児童クラブ入会	就労証明書など	各児童クラブ	
高 齢	65歳以上の方 (65歳以上または要介護認定を受けている方)	介護保険証の交付 (後日郵送)		高齢福祉課 市役所 1階 16番窓口	
	前の住所地で要介護認定を受けていた方	介護認定の申請・相談	(お持ちの方) 介護保険受給資格証明書		
障がい	障がいの手帳をお持ちの方	各種手帳の住所変更	・身体障害者手帳 ・療育手帳 ・精神障害者保健福祉手帳など	社会福祉課 市役所 1階 15番窓口	
	重度心身障がい者の医療費受給資格を 持っていた方	重度心身障がい者の医療費助成の 相談・申請	・健康保険証 ・障害者手帳(身障・療育・精神) ・前住所地の所得課税証明書 ・同意書(本人または保護者、 生計維持者、同一世帯員) ※認印が必要な場合があります		
	自立支援医療受給者証をお持ちの方	自立支援医療受給者証 住所変更の手続	自立支援医療受給者証		
	各種手当(特別障害者手当、障害児福祉手当、特別 児童扶養手当)を受給していた方	各種手当の住所変更届	振込口座を変更する場合は受給者の 預金通帳をご持参ください		
	心身障がい者扶養共済制度加入者	・県内から:住所変更届 ・県外から:加入申込み	受付窓口でご相談ください		

税・料金	上下水道を使用する方	使用開始の異動届 ※メールでの手続も可 (詳しくはホームページをご覧ください)		上下水道部庁舎 1階 水道センター・料金窓口 0238-22-4511
	海外から転入される方で国民健康保険又は介護保険に加入される方	簡易所得申告書の提出	・本人確認書類	税務課 市役所 2階 2番窓口
	海外から転入される方で納税管理人を定めている方	納税管理人の解任	・本人確認書類 ※代理人が手続する場合、委任状が必要です	納税課 市役所 2階 1番窓口 または金融機関窓口
	税・料等の口座振替を希望する方	口座振替の申請	・預金通帳 ・通帳の届出印 ・振替希望税目等の納税通知書や納付書	市民課 市役所 1階 5番窓口
	原付バイク・小型特殊を所有している方	所有申告(軽自動車税) ※ナンバープレートの交付	・前登録地が発行した廃車証明書 または譲渡証明書 ・届出人の本人確認書類	山形県軽自動車協会 023-686-3600
	軽自動車を所有している方	山形県軽自動車協会でご相談ください		山形運輸支局 023-686-4711
	250cc以下のオートバイ または自動二輪(250cc超)を所有している方	山形運輸支局でご相談ください		

その他	犬を飼っている方	犬の登録事項変更手続	前の住所地で発行された ・鑑札、狂犬病予防注射済票	生活安全課 市役所 1階 13番窓口
	転入先に地下水採取設備がある方	動力を用いて地下水を採取するための設備があり、揚水機の吐出口断面(吐出口が複数あるときは断面積の合計とする)が6cm <sup>2</sup> を超えていた場合、地位の継承または廃止の手続		環境課 市役所 3階 2番窓口
	ごみを出す日や出し方を知りたい方	ホームページで確認・データのダウンロードが可能で、ごみ出し日のカレンダーや分別の案内冊子は環境窓口でも配布しています		市営住宅指定管理公益サービス共同企業体 0238-40-8700
	市営住宅に入居を希望する方 または市営住宅に同居する方	市営住宅入居の相談 市営住宅の同居手続	受付窓口でご相談ください	コミュニティ推進課 市役所 3階 7番窓口
	町内会や自治会に入会したい方	お住いの町内会や自治会に連絡をして、入会の手続を進めてください(市役所での手続はありません) なお、お住いの町内会や自治会がご不明な場合は、町内会等をお調べいたしますので、コミュニティ推進課へお問い合わせください ※マンションやアパートの場合は、大家の方や管理人の方にお問い合わせください		魅力推進課 市役所 3階 8番窓口
	市の情報が欲しい方	市の様々な情報は、市公式ホームページやSNSで入手できる他、毎月1日と15日を発行日とした広報誌「広報よねざわ」を発行しています。配付を希望される方は、お住いの地区の地区委員へご連絡をお願いします		
		 市ホームページ  市公式 LINE  市公式 X  市公式 Facebook		



992-8501

米沢市金池五丁目 2番 25号 米沢市役所

☎0238-22-5111

**開庁(受付)時間 8時30分~17:00**

(土日・祝日、年末年始の閉庁日はお休みです)

米沢市ホームページ <http://www.city.yonezawa.yamagata.jp/>

# 手続チェックシート 転入

## 米沢市に引越しされた方へ

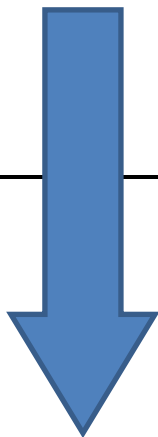
### 転入届

住み始めた日から14日以内に届出してください

※事前(住み始める前)には手続できません

#### 《届出に必要なもの》

- ・前の住所地で発行された「**転出証明書**」  
(マイナンバーカード、住民基本台帳カードをお持ちの方には原則発行されません)
- ・お持ちの方は「**マイナンバーカード**」または「**住民基本台帳カード**」
- ・外国人の方は「**在留カード**」または「**特別永住者証明書**」



関連する手続は内側にあります

必要な書類がそろわない手続は、  
後日あらためてご来庁いただく場合があります。

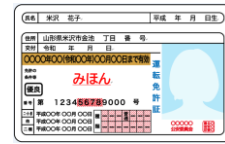
忘れずにお持ちください

#### 本人確認書類

市役所で手続の際は本人確認をいたします。  
本人確認書類の提示をお願いいたします。

<官公署が発行した、顔写真付きで身分を証明できるもの、免許証、許可証>

1点で  
本人確認  
できるもの



運転免許証



マイナンバーカード

そのほか

- ・パスポート
- ・障害者手帳
- ・官公署発行の顔写真付きの免許証、許可証など

確認に  
2点が  
必要なもの

- ・健康保険証
- ・介護保険証
- ・年金手帳<sup>※</sup>
- ・社員証、学生証など

※年金手帳は令和4年4月1日に廃止されましたが、引き続き本人確認書類としてご利用いただけます。

代理人の方が手続するときは

1. 手続ができるかどうか、手続の対象となる方との関係等により確認させていただきます。
2. 代理人として来られた方について本人確認をいたします。